

◆保育の必要性の確認表及び必要書類◆

事由	保育の認定基準 ※【認定期間】の記載がない事由は、その状態が続く間が認定期間となります	必要書類	
① 就労	月に64時間以上（めやすは1日4時間以上かつ月16日以上） <b>労働することを常態</b> としていること ※収入をとまなわない手伝いやボランティア活動などは該当しません	会社員等 (育休復帰や病休等含む) <hr/> 自営業・農業等・内職 (協力者含む)	『就労証明書』 ※扶養控除を受けている方で、収入申告していない方⇒直近3か月の給与明細(写)等を提出(次年度からは扶養に入る場合でも、必ず収入申告を行ってください)。 ①『就労証明書』 ②『就労状況申告補助票』 ③その他
② 妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産日から起算して5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで、新生児の兄・姉（申請児童）が、保育が必要であること 【認定期間】産後5か月まで	親子健康手帳（表紙と分娩予定日、または出産日記載ページ）の写し	
③ 疾病・障がい	・医師の診断により治療に1か月以上の期間を要し、申請児童の保育が必要であること ・疾病、負傷、心身障がいのため、申請児童の保育が必要であること	疾病 <hr/> 心身障がい	『診断書（世帯員用）』 ①『障がい状況等申告書』 ②障害者手帳（写し）または『診断書』
④ 看護介護	月に64時間以上、同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること	①『介護・看護状況申告書』 ②介護・看護を受けている者の『診断書』または障害者手帳	
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害を被災し、その復旧に当たっている間、申請児童の保育が必要であること	①公的機関が発行する <b>罹災・被災証明書等</b> ②災害復旧に当たる <b>日数・時間等が確認</b> できるもの	
⑥ 求職活動・企業準備中	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的におこなっていること 【認定期間】90日間	①『就労誓約書』 ②ハローワークカードの写し ③離職票または雇用保険受給者証の写し ④企業準備中の方は <b>企業計画書、企業活動スケジュール、契約書等</b> を添付	
⑦ 就学	月に64時間以上、学校等の教育施設に在学、又は職業訓練校等での職業訓練等を受けていること ※学校とは、学校教育法で定める「学校」「専修学校」等をさし、基本、通信教育は含まれません	①『在学証明書』 ② <b>時間割表(カリキュラム)等</b>	
⑧ 育児休業中の継続通所	2歳未満の育休対象児の家庭保育を行うため、既に保育を利用している児童の在園を認める。 【認定期間】対象児童が2歳に達する月または保育利用開始月の翌月まで ※対象児童が保育の利用開始となった場合は、利用開始月の翌月中の職場復帰が必要です。	『就労証明書』 ※育児休業中の期間が記載されていること	
⑨ みなし育休中の継続通所	2歳未満の児童の家庭保育を行うため、既に保育を利用している児童の在園を認める。 【認定期間】産後6ヶ月目から対象児童が2歳に達する月または保育利用開始月の翌月まで ※対象児童が保育の利用開始となった場合は、利用開始月の翌月中の職場復帰など保育を必要とする事由が必要です。	親子健康手帳（表紙と分娩予定日、または出産日記載ページ）の写し	
⑩ その他(虐待・DV含む)	上記に類する状態にあり、申請児童の保育が必要であると認められる場合	保育・幼稚園課にお問い合わせください	